

国家権力と自由の範囲について －アメリカのホームスクーラーたち

三石 善吉*

Political Power v. Exercise of Freedom

Zenkichi MITSUISHI *

Abstract

This essay explores the birth and development of homeschooling which promoted the freedom of education and religion against the political power during the W.W.I in U.S.A. with special reference to the Constitutional case study of U.S. Supreme Court.

キーワード：ホーム・スクーリング、ホーム・スクーラー、ウィルソン大統領民主主義擁護の演説、連邦最高裁判所判例要旨

1. 1 はじめに

この論文は、第1次世界大戦中の民主主義国家アメリカ合衆国における、信教・教育の自由を守り公権力の介入を非としたホーム・スクーラーの誕生とその後の展開について、主としてアメリカ合衆国連邦最高裁判所の憲法裁判を中心にして、記述する¹⁾。「ホーム・スクール」とは「家庭（ホーム）

を学校（スクール）と見立て」、「通学をともなわない家庭での自己教育」を指し、「ホーム・スクールを実施する親＝教師」を「ホーム・スクーラー homeschooler」と呼ぶ²⁾。なお‘homeschooling’は‘home education’〔仮訳：在宅教育〕とも表記される。

‘homeschooling’という言葉は、アメリカ合衆国における‘homeschooling’運動の草分け

* 学長、Tsukuba Gakuin University

1) 2010年7月2日、本学で行われた「茨城県高等学校長協会 進路指導委員会拡大研修会」での私の講演原稿「国家権力と自由の範囲について、1 ホームスクーラー、2 ポルシェ、3 グーグル」のうち、「1 ホームスクーラー」の部分、大幅に加筆して論文の形にしたものである

2) 「ホーム・スクーリング」について蒙を啓く契機を与えてくれた本学の宮寺晃夫教授の論考「自由を／自由に教える－‘教育の私事化’と公共性の隘路－」〔所収広田照幸編『自由への問い 5 せめぎあう「教える」「学ぶ」「育てる」〕岩波書店、2009年）、恵投に感謝する。引用は宮寺論文、前掲書84、91頁など。Wiki: Homeschooling + Homeschooling in the United States + John Holt (educator) + ジョン・ホルト、Moore homeschooling など。

である教育者ジョン・ホルト John Holt [1923-85] が1977年に作り出した言葉である。アメリカにおけるホーム・スクーリング運動は、このジョン・ホルトや教育学者ムーア夫妻 [Raymond Moore, Dorothy Moore] の啓蒙活動と、ルーサー・キング牧師らによる公民権運動の一定の成果、さらに後で触れる1972年の「ヨーダー裁判 Wisconsin v. Yoder」の勝訴に触発されて以後、厳格な宗教的規律を持つ宗派の信徒社会の要請・運動からさらに拡大して、宗教色の希薄な、様々な事情を抱える家庭にまで急速に広がり、現在では、米国50州において合法化されている。このような米国における‘home schooling’の憲法裁判史上の始まりは、第1次世界大戦にまで遡る。

1. 2 米国の第1次世界大戦参戦と反ドイツの国民感情の増幅

米国におけるホーム・スクーリング誕生の歴史は、第1次世界大戦中のドイツの「無制限潜水艦作戦 Uneingeschränkter U-Boot-Krieg」にまで遡らなければならない。

戦争は、1914年6月28日ボスニアの首都サラエボでオーストリア・ハンガリー二重帝国の皇太子フェルディナント夫妻がセルビア人青年に暗殺されたことに始まる。1914年7月28日、同帝国はセルビアに宣戦を布告する。当初、この戦争は短期間で、クリスマスまでには終わるだろうと見られていたが、三国同盟〔独逸（伊のち離脱）〕と三国協商〔英仏露〕の全面的な戦争に発展、四年有余、死者〔軍人+民間人〕1800万人を出して、1918年11月11日、終結した。

この大戦中、ドイツ政府は英国の北海機雷封鎖への対抗策として、1915年2月から9月

まで、「無制限潜水艦作戦 unrestricted submarine warfare」を敢行した。1915年5月7日、ドイツの潜水艦 [Untersee Boot ウンターゼー・ボート = U (ウー)・ボート] は、英国郵船 [RMS = Royal Mail Steamer] ルシタニア号 [客船] をアイルランド沖で魚雷攻撃し、18分で沈没させた。全1959名の乗客中1159名〔うち米国人128名〕が死亡した³⁾。ドイツ政府は、同船の出港前に警告を発していたこと、同船が弾薬を積んでいたと声明した。同客船が短時間で沈没したのは、魚雷の爆発が積荷の弾薬を誘発させたといわれているが、真相は現在でも不明である⁴⁾。

ウィルソン大統領〔在任1913~21〕は1917年4月2日、両院合同議会を召集した。議員には、「ドイツ帝国政府は(1917年)2月3日のその日以降、あらゆる法的人道的制限を取り払って、あらゆる船舶を撃沈するために潜水艦を使用する」との「無制限潜水艦作戦の再開」の「特別通告文」が配布された。

ウィルソン大統領は、この無制限潜水艦作戦を全ての国家への、全人類への挑戦である、アメリカ合衆国は、これまでの中立政策を放棄して、合衆国の全資源を投入して、海軍力を増強し、「独裁政府 autocratic government」、「プロシヤ独裁国家 Prussian autocracy」に対する、「民主主義擁護の戦い fight for democracy」を敢行すると演説した。4月6日上院は〔82対6〕で、下院は〔375対50〕で米国の参戦が決定する⁵⁾。

また元大統領〔在任1901~1909〕セオドア・ロ(ル)ーズベルトは、1917年9月10日、『NYタイムズ』に38名の同志と連名で「坩堝の子供達 The Children of the Crucible」なる文章を寄せ、様々な人種からなる米国民に「一つの国旗、一つの言語 One Flag, One Lan-

3) 1912年4月14日 RMS.Titanic 号が氷山に接触、2時間40分後沈没〔2200人中1513人没〕に次ぐ事件。

4) from Wiki: 'RMS Lusitania' + 'ルシタニア (客船)'. aus Wiki: U-Boot-Krieg (Deu)

5) 「Wilson, 1917,4,2」で検索し、from: 「historymatters.gmu.edu/d/4943/」。

guage」を、と呼びかけた⁶⁾。

現職の大統領ウィルソン、元大統領ローズベルトの呼びかけで、ドイツ音楽の演奏会の禁止、ドイツ系米国人市民の集会禁止、役所への文書の英語使用、街中でのドイツ語の使用禁止など、全米は一挙に大規模な「反ドイツキャンペーン」が盛り上がった⁷⁾。各州は、この熱狂を背景に、公立学校での外国語〔特にドイツ語〕の教授・使用を禁ずる立法が相次いだのである。

1. 3 プラトンの「呪い」

ところで米国は、1776年の独立宣言による建国以来、英・仏と並んで所謂市民革命を成し遂げた先進三カ国の一つとして、主権を持った市民による最も整った民主主義国家として発展していく。ところで民主主義体制の長所・強みは、言うまでもなく、政府＝国家首脳が主権を持った国民によって選ばれ、かつ民意を汲んで政治が行われる点である⁸⁾。しかしながら民主主義国家において、この長所＝強みが、状況によっては逆に、最大の弱点となる場合がある。「市民の（デーモス）・支配（クラティア）＝民主政治」が、「衆愚の（ὄχλος オクロス群集）・支配（クラティア）」つまり「衆愚政治 ochlocracy」に陥る時である。典型例として紀元前399年2月のソクラテス裁判を想起してみよう。「デモクラシー（民主制）」が行われていたアテネで、ソクラテスは、貴族制の擁護者、若者を惑わす者、無神論者という罪状で裁判にかけられる。

この裁判で、ソクラテスは諄々と、理性的

に、自分が無罪であることを主張する。しかしながら、反ソクラテス派のデマゴグ・民衆煽動家の大声が法廷を支配する。『ソクラテスの弁明』を読むと、ソクラテスはデマゴグによる、ソクラテスの弁明を聞くまいとする、わざとした騒ぎを四回も「騒がないでいただきたい」と制止している。しかしながら結局、ソクラテスは死刑の判決を受けてしまい、毒杯を仰いで死に赴くことになるが、このときソクラテスの弟子、28歳のプラトンは、501人の陪審員〔デーモス＝市民、抽選、任期1年〕が煽動に乗って師に死刑判決を宣告する様子をつぶさに目撃し、『ソクラテスの弁明』『クリトン』などの著作によって、後世に「アテネ・デモクラシーへの呪い」を遺した。「死刑よりも遥かに重い罰が諸君の上に来るだろう」と。

プラトンの「呪い」によって、「デモクラシー」は悪しき政治形態〔実態は「衆愚政治 オクロクラシー」〕として断罪され、20世紀に至るまで、実は上記ウィルソンの1917年4月2日の演説によって「デモクラシー」が劇的に復活するに至るまで、正当に評価されなかった。

プラトンの『国家』では、(スパルタ風の)名誉政治・寡頭政治・僭主独裁制と並んで民主制が「国家の病として最たるもの」とされている〔第8巻544c〕。この場合の「民主制」は、具体的にはアテネの「デモクラシー（民主制）」を指し、それはプラトンにとっては、まさに師ソクラテスを死刑にした「衆愚政治」に他ならなかったわけである。プラトンが「哲人政治」を最上とする政治理論を構想

6) 「The Children of the Crucible」で検索し、「ローズベルトは、ここアメリカで、人種の融合を要求」をクリックする。アメリカ人は、建国以来、やがて WASP を中心に垣塙で攪拌され「一つの言語・一つの国旗」のアメリカ人種が出現すると思っていた。多文化主義を認めるようになったのは、ルーサー・キング牧師の1955年12月から始まるアラバマ州モンゴメリー市の公民権運動の結果である。

7) 2001年9月11日の「NY 同時多発テロ」でのブッシュ大統領の演説とそれに触発されたアメリカ人の反応と類似している。民主主義の弱点は、一種「デマゴグ的言論」に左右されやすい点にある。アメリカとて例外ではない。

8) リンカーンのゲティスバーグ演説「人民の、人民による、人民のための政治」が民主主義の最良の定義である。

するもの、以上述べたようにアテネ「民主政治」への幻滅があったからである。

ほぼ同じことが、ソクラテスの死から2316年経ったアメリカで起こった。上に述べた、アメリカ国民の理性喪失としか考えられない反ドイツ感情の爆発である。ウィルソンやローズベルトの発言に触発されて、数多くの「デマゴーグたち」がアメリカ全土に瞬時に出現し、その増幅を助けた。アメリカという民主主義国家において、しかも卓越した指導者を頂点にいただいているまさにその時に、アメリカ各州は「衆愚政治」に陥り、反ドイツの立法を通過させたのである。ネブラスカ州とオレゴン州の場合を見てみよう。

2. 1 ネブラスカ対メイヤー〔Nebraska v. Meyer〕

ネブラスカ州では1919年4月9日「ネブラスカ州における諸外国語教授に関する法律」を可決し、授業での外国語使用の禁止、科目としての外国語の禁止、英語のみの使用を定めた。その第一条に「いかなる者も、個人的であろうと教師としてであれ、いかなる個人・宗派・教区あるいは公立の学校であろうと、英語以外のいかなる言語でも、どのような科目をも教えるはならない」とある。外国語教育について、州の法律は、8学年をきちんと終えるまで、子供に外国語を教えることを禁じていた⁹⁾。

2. 2 事件の概要

- ① 時：1920年5月25日。
- ② 所：ネブラスカ州ハミルトン郡 Hampton County 所属のハンプトン村 Hampton village。現在人口470人、大草原の中の小さな村である¹⁰⁾。

③ 経緯：ロバート・メイヤー〔英語読みで統一〕は、ハンプトン村の、一部屋だけの教室しかない、シオン教区付属学校の教師である。この日（5月25日）、彼は4年生の、10歳になるレイモンド・パーパートの「リーディング」の科目をドイツ語で教えていた。ハミルトン郡の検察官 attorney〔地方検事 county attorney〕が教室に入ったとき、パーパートがドイツ語で聖書を読んでいた。検察官は州法違反の廉でメイヤーを告発した。

アメリカ合衆国の裁判制度は州ごとに異なるが、基本的には日本と同じ「三審制」を採っており、一審の「地方裁判所 District Court」、二審の「控訴裁判所 Court of Appeals」、その州の「最高裁判所 Supreme Court of (州名)」の判決が第三審となる。

とはいえ、米国の司法制度の際立った特徴の一つは、「違憲審査制」の存在であって、連邦最高裁判所が「連邦問題管轄 Federal question jurisdiction」などをもち、州法が連邦憲法に違反する疑いがあるならば、控訴を受け付け、その法律を無効とすることができるのである〔なお連邦裁判所も三審制〕。

ネブラスカ州の地方裁判所は、メイヤーを有罪とし、25ドルの罰金の支払いを命じた。ネブラスカ州最高裁判所も、メイヤーを4対2で有罪とした。多数意見は「この法律は、移民が母語で子供を教育するのを許すことによって我々の安全を脅かすことになるという‘有害な影響’を防ぐための適切な対応である」という考えである。他方、少数意見は「この法律は（ドイツへの恐怖を煽り立てる）群集心理が生み出したものだ」と主張した。

2. 3 連邦最高裁判所の判旨

メイヤーの原告を受けた「連邦最高裁判所

9) U.S. Supreme Court Case Summary & Oral Argument: Meyer v. Nebraska (The Oyez Project). Meyer v. Nebraska (Wiki). Supreme Court Decisions on Privacy: Meyer v. Nebraska1923 (About.com Atheism) など参照。

10) 最新の情報は「Hampton Neb.」の H. P 参照。Zion Lutheran Church の白壁のこぢんまりした教会の写真がある。

Supreme Court of the United States」は、「ネブラスカ州最高裁判所の誤審 Error」として再審理する。裁判は1923年2月23日に始まり、同年6月4日に判決が出た。「アメリカ合衆国最高裁判所判例要旨 U.S. Supreme Court Case Summary」〔「Meyer v. Nebraska」で検索〕によれば、以下の通りである。ただし「判旨」の部分では、連邦最高裁の判決文を参照して、削除・補足したところがある。

① 「本件の諸事実」：ネブラスカ州は、他の州とともに、小学校の生徒に現代外国語を教えることを禁止した。ルター派の学校でドイツ語を教えていたメイヤーは、この法律の下に有罪とされた。

② 「問題点」：ネブラスカの法令は「憲法修正第14条」の「適正手続き条項 Due Process clause」違反であるのか。〔修正第14条：…いかなる州も、法の適正な手続きによらずに、何人からも、生命、自由または財産を奪ってはならない〕

③ 「判旨」：Yes〔違反である〕。ネブラスカの法令は憲法違反である。ネブラスカは修正第14条の「適正手続き」によって保護されている自由を侵害した。自由は身体的拘束からの自由以上のものを意味している。同州の自由への取締りは、恣意的であり、かつ州の権限を超えるものである。州議会は道理に適っていると考えるだろうが、法廷の判決に従うものである。同州の立法の主旨は、同化 assimilation と市民としての成長 civic development とを推し進めようとするものではあるが、そういった目的は、メイヤーの教える自由、および「平和と家庭の平穏の時にあって〔すでに戦争は終わっているから：三石注

記〕」メイヤーを雇う両親の自由に干渉することを正当化するには不適切である。

メイヤー裁判の今日での評価として、この連邦最高裁判決は「子供は学びたい言語を学ぶ権利がある」、「両親は子供にどんな科目をも学ばせる権利がある」、「語学の教師は自分の職業を実行する権利がある」と言った、広義の「教育の自由」を認めるものであるが、今日では、次に述べる1925年6月1日のオレゴン州の判決¹¹⁾とともに、「家族のプライバシーという自由権」、つまり「プライバシー権」を認めたものとして極めて高く評価されている¹²⁾。もちろん言うまでもなく、教区付属小学校での自由な宗教教育を認めたこのネブラスカ裁判は、以下に述べる私立の小・中学校への進学を認めたオレゴン州裁判でも依拠され、この両判決は、その後ほぼ50年の歳月を経て、改めて「ホーム・スクーリング」運動の出発点とされるようになる。

3. 1 ピアス対ソサイエティ・オブ・シスターズ〔Pierce v. Society of Sisters〕

この連邦最高裁判所の判決要旨を紹介するまえに、幾つかの予備知識を用意しておく、まずこの裁判は1925年3月16日から始まり、同年6月1日に判決が出ている。ピアスとは、ウォルター・ピアス Walter Pierce、このときオレゴン州の知事である。「ソサイエティ・オブ・シスターズ」とは正式名を「Society of Sisters of the Holy Names of Jesus and Mary」〔「イエスとマリアの聖なる御名の修道女の会（仮訳）」〕と言い、ピアス知事を訴えた側である。

11) “Pierce v. Society of Sisters” 裁判：1922年オレゴン州は、8歳から16歳までの子供に公立学校への通学のみを許し、私立学校への通学を禁じた。連邦最高裁は、この日、この州法を憲法違反と判断し、無効とした。

12) この二つの裁判は、「半世紀の時の経過の後」プライバシー権にまで拡大された（Wiki：Pierce v. Society of Sisters）。また Supreme Court Decisions on Privacy：Meyer v. Nebraska（About.com Atheism）でも、「メイヤー判決は、その後、グリスウォード判決が出るまで、ずっと無視された」と指摘している。なお近時家庭内暴力の潜在性・陰湿性・広範性が徐々に明らかになり、「プライバシー権」そのものの見直しが迫られている。

まず「連邦最高裁判所判例要旨」から事件の概要と判旨を掴んでおこう〔U.S. Supreme Court media Oyez (Pierce v. Society of Sisters)〕。

①「本件の諸事実」: 1922年の義務教育法 The Compulsory Education Act は、両親あるいは保護者が8歳から16歳の子供たちを居住地の公立学校 public school に通わせることを要求していた。ソサイエティ・オブ・シスターズは、オレゴン州の一つの法人であって、孤児の養育、若者の教育に力を入れ、専門学校 academies や学校をも維持経営していた。この事例はヒル軍事専門学校 Hill Military Academy と一緒に判決された。

②「問題点」: この法律は子供たちの教育を指導する両親の自由を侵すものであるか。

③「判旨」: Yes [自由を侵すものである]。法廷は全員一致で、以下のように判決した。すなわち「この国の全ての州政府が依拠している基本的自由は、州の如何に責任ある権力であろうと、子供たちに強制的に公立学校の先生だけから教えを受けさせて子供たちを画一化させようとするを、断固許すものではない」と。結論として「公立学校 public school への登校を要求するオレゴン州義務教育法は憲法修正第14条の適正手続条項違反である」と判決した。

この判例要旨から判明することは、オレゴン州は、1922年ピアス知事のととき、義務教育法を制定し、8歳から16歳の子供たちを公立学校だけに通わせることを命じていた。ソサイエティ・オブ・シスターズとヒル軍事専門学校は、別々にオレゴン州のこの法律が憲法違反であるとしてピアス知事を訴えたのである。最高裁判決は全員一致で、1922年オレゴ

ン州義務教育法は、ネブラスカ対メイヤー判決と同じく、憲法修正第14条の「適正手続条項違反」であるとした。

3. 2 いくつかの問題点

1922年のオレゴン州の義務教育法に関して、連邦最高裁判所の判断は以上のようにまとめられ得るが、この事件を調べていくと、もう少し深い事情がそこにはあることが判明する。すなわち、一つは、この義務教育法修正の成立過程について、もう一つは、ソサイエティ・オブ・シスターズとヒル軍事専門学校との申し立て内容の違いである。

まず前者の問題について言えば、オレゴン州の有権者たちは、1922年11月7日いわゆる「イニシャティヴ initiative [議案提出権]」を発動してオレゴン州の「義務教育法」の修正案を州議会において通過させた。背景には、ネブラスカ州と同じく大戦の後半から顕著になってきた「反ドイツ感情」の高まりがあり、ここオレゴン州では〔同州は元来太平洋側の極めてリベラルな気風を持つ州であったが〕戦中から戦後にかけて、この「反ドイツ感情」に加えて、アメリカ中西部に盛んであった極めて保守的な「KKK [Ku Klux Klan クー・クラックス・克蘭]」¹³⁾の勢力が台頭していた。州知事のピアス自身も KKK に支援されていたという情報もあり、この KKK の影響もあって「移民や‘外国’の価値体系」の影響を憂慮する動きが、普遍的なアメリカ文化を守り抜くという大義名分を掲げ、義務としての公教育 public school に期待したのである。こうして市民の「議案提出権」は、単に反ドイツ感情だけではなく、ユダヤ人・アジア人・ヒスパニック・黒人の排斥、および反

13) KKK は白人至上主義の秘密結社であって、われわれには「白装束・白頭巾」のいでたちで有名であるが、北方人種至上主義（従ってユダヤ・アジア・ヒスパニック、そして黒人排斥）を唱え、かつ共産主義・社会主義・カトリック・フェミニズムにも反対した。1925年ころには、この運動は最盛期（会員500万人）を迎え、そして1929年には劇的に衰退（10万人と言う）する（2007年現在8,000人）。斎藤真『アメリカ現代史』山川出版社1981 125頁以下。Wiki「KKK」から、および from Wiki “Pierce v. Society of Sisters”。

カトリック感情までも包摂する広範な市民的運動として燃え上がり、この法改正に至ったのである。法改正の狙いは、ネブラスカ州と同じく、カトリック教をも含む宗教的な、教区付属の小中学校の絶滅である¹⁴⁾。連邦最高裁判所の判決は、しかしながらこのようなオレゴン州の狙いを「否」としたのである。

もう一つの問題点は、「ソサイエティ・オブ・シスターズ」と「ヒル軍事専門学校」との「申し立て」の相違である。「ソサイエティ・オブ・シスターズ」側の主張によれば、州のこの法律は「①子供たちが適切な精神的・宗教的訓練を受けられる学校を選ぶことの出来る両親の権利、②両親の学校選定に影響を与える子供の権利、③有益な教育事業あるいは教職に従事する、学校法人や教師の権利と矛盾する」と言うものである。「ソサイエティ・オブ・シスターズ」側の主張は、①と②から理解できるように「自由な宗教活動」を要求している。つまり「ソサイエティ・オブ・シスターズ」側は、まずこのオレゴン州の法律が、憲法修正第1条「合衆国議会は、一自由な宗教活動を禁止する法律を一制定してはならない」に違反すると申し立てようとしている。しかし連邦最高裁判所は、この申し立ての核心であるこの自由な宗教活動ではなくて、義務教育法の上記③の「有益な教育事業あるいは教職者」の「財産への侵害」〔この法律が施行されれば、在学生徒との契約を破棄しなければならないから〕を取り上げ、憲法修正第14条を適用した。

他方、「ヒル軍事専門学校」側は、率直に、もしその法律が施行されれば「上告者の事業は崩壊し、その資産価値が低下する」と訴えた。事実この義務教育法が、4年後の1926年9月1日から施行される事になっていること

から、子供の両親たちは、すぐにも私立学校 private school が無くなってしまうと信じ込んで、子供たちを私立学校から引き上げさせ始めていたのである。生徒の急激な減少は学校経営を困難にしよう。かくて「ヒル軍事専門学校」側の申し立ては、明らかに憲法修正第14条の「財産への侵害」に当たるだろう。連邦最高裁判所は、「ソサイエティ・オブ・シスターズ」側の主張のうち第二義の意味しか持たない「財産への侵害」を取り上げ、「ヒル軍事専門学校」のケースと一緒に裁判してしまったのである。

4. 1 メイヤー判決／ピアス判決その後－その1：プライバシー権へ

メイヤー判決は（すでに指摘したように）、二つの方向でその後の米国裁判の原型となる。一つは、プライバシー権に関わる流れで、42年という長い時の流れの後、1965年の「グリスウォールド対コネチカット Griswold v. Connecticut (1965)」裁判で再発見され、もう一つはホーム・スクーリングの流れで、1972年の「ウイソコンシン対ヨーダー Wisconsin v. Yoder (1972)」裁判において、実に49年ぶりに再発見！されることになった¹⁵⁾。

前者、プライバシー権については要点のみ触れる。1965年6月7日に判決の出た「グリスウォールド対コネチカット Griswold v. Connecticut (1965)」は、「邦最高裁判所判例要旨」によれば次のようである。

①「本件の諸事実」：グリスウォールドはコネチカット州にある「計画的出産同盟 Planned Parenthood League」の委員長である。彼女と同じ同盟の医療担当責任者とは、産児制限に関して夫婦たちに情報や指示や医学的な助言を与えていた。グリスウォールドとその同僚

14) アルフォンソ・ピンクニー『アメリカ暴力史』大島良行訳、早川書房1972。斎藤真『アメリカ現代史』123頁以下。なお、以下のシスターズと軍事専門学校の申し立てについても from Wiki “Pierce v. Society of Sisters” 参照。

15) 「Homeschooling in the United States (Wiki)」でも、冒頭にピアス判決とメイヤー判決を、先行する連邦最高裁の判決として引用している。ほぼ半世紀の時を隔てて再発見されているわけである。

は、避妊の目的で夫婦たちに助言を与えたり医療的な処置 medical treatment を施したりすることを犯罪としているコネチカット州法の下に有罪とされた。

②「問題点」: 夫婦たちが避妊薬を使って良いだろうか〔医師に〕相談することを禁じているコネチカット州の法律に対して、合衆国憲法はこの夫婦間のプライバシー権を果たして擁護しているのか。

③「判旨」: 憲法はプライバシー権に関して必ずしも明示的に保護しているわけではないが、権利章典〔the Bill of Rights: 米国合衆国憲法修正第1条から第10条までを言う〕の中の様々な保障が、プライバシー権を可能ならしめる境界や分野を形成している。修正第1条、第3条、第4条、第9条はともに、夫婦間のプライバシー権などの新しい憲法的権利を形成している。コネチカット州法は憲法の規定するこの様な権利の行使と衝突するものであって、それゆえ同州法はまったく無効 (null and void) である〔The Connecticut statute conflicts with the exercise of this right and is therefore null and void〕。

4. 2 メイヤー判決／ピアス判決その後— その2: ホームスクーリングの流れへ

後者、ホーム・スクーリングの流れの中では、「メイヤー判決」から半世紀ぶりに現れた1972年の「ウィスコンシン対ヨーダー Wisconsin v Yoder (1972)」裁判が重要である。先ず「最高裁判所判例要旨〔U.S. Supreme Court Case Summary〕」によって、事件の概要を把握しておく。

①「本件の諸事実」: ヨナス・ヨーダーとマラス・ミラーは、二人とも「古い秩序アーミッシュ (アマン) 派」の者であり、アデン・ユッツイーは「保守的アーミッシュ・メノナイト (アマン・メノー) 教会」の者であるが、「全ての子供は16歳になるまで公立学校に通

うこと」というウィスコンシン州の法律のもとに告訴された。この三人の両親たちは、8学年以降も公立学校に子供をやることを拒否し、「高校への出席は自分たちの宗教的信条に反する」と主張した。

②「問題点」: 「全ての両親は、少なくとも16歳まで子供たちを学校へやるべし」とのウィスコンシン州の要請は、宗教的理由から子供たちを学校にやることを拒否した両親たちの行動を、有罪とすることによって、憲法修正第1条〔合衆国議会は、…自由な宗教活動を禁止する法律…を制定してはならない〕に違反したことになるのか。

③「判旨」: 全員〔全7名〕一致の判決で、法廷は修正第1条の下での「自由な宗教活動」への個人の権利は、8学年以上になっても学校への出席を強制する州の権利よりも、大きいものであると判決した。裁判長ウォーレン・E・バーガーによる多数意見〔一人異論があった〕では、法廷は、中等学校の意義や学習計画はアーミッシュ派の命ずる基本的な生活様式とは鋭く対立すること、かつ高校で1、2年教育を受けたとしてもウィスコンシン州がその法律を正当化するために引用した公教育の利点を生み出さないだろうとの判決を下した。なおウィリアム・O・ダグラス裁判官は、部分的不同意を表明したが、ヨーダーに関する多数意見に加わった。

5. 1 ルンヨン対マクレーリー〔Runyon v. McCrary〕: 宗教問題から公民権 問題へ

この裁判は黒人の子供の入学を拒否した学校が訴えられた事件である。ルーサー・キング牧師らの非暴力運動の結果1964年7月2日、人種差別等を禁ずる「1964年公民権法 Civil Rights Act of 1964」が制定されて以後、〔実はオバマ大統領の出現後の今日においても〕なお、人種差別は依然として残っているようである。

この裁判は1976年4月26日に始まり、同年6月25日に判決が出た。連邦最高裁判所 U.S. Supreme Court による、第二審の「第4巡回区〔メリーランド、カロライナ N・S、バージニア +W〕連邦控訴裁判所」への「事件書類移送命令書 Certiorari」の形をとる。

通常「Runyon v. McCrary」と略表記されるが、正式名は「ルンヨン夫妻、DBA ボブズ・スクール他 (et al) 対マクレーリー他 (et al)」である。ボブズ・スクールはルンヨン夫妻の経営する私立学校、「et al」とあるのは、一緒に他の二校も訴えられたからである。マクレーリーは黒人の子供の名前、「et al」とあるのは、この訴訟がマクレーリーその他の両親による「集合代表訴訟 class action：集団訴訟とも」であって、黒人の入学を拒否したボブズ・スクールその他の学校を訴えた。「連邦最高裁判所判例要旨 (Oyez Project)」によれば、事件の概要は、次のようである。ただし「判旨」の部分は、原判決を参照して改変・増補した。

①「本件の諸事実」：マイケル・マクレーリーとコリン・ゴンザレスは黒人の子供で、二人ともボブズ・スクールへの入学を拒否された。ゴンザレスはさらにフェアファクス・ブリュースター・スクールへの入学も拒否された。二人の両親は、子供たちが入学を拒否されたのは人種差別によるのではないかと、学校〔下記三校〕に対して集団訴訟を起こした。連邦地方裁判所〔第一審〕は、同校の入学方式は人種差別であると判旨し、二人に有利な判決を下した。第4巡回区連邦控訴裁判所もその判決を支持した。学校側はこれに不服として上告したのである〔三校 (ヴァージニア州)：ボブズ校ではマクレーリーとゴンザレスが、フェアファックス校ではゴンザレスが、サウザン・インデペンデント校ではマクレーリーが入学を拒否されていた〕。

②「問題点」：(a) 三校の入学方式は「再建期〔1863-1877年〕公民権法 Reconstruction Civil

Rights Acts=42U.S.C. Section 1981」に違反するのか。(b)「再建期公民権法」は憲法の規定するプライバシー権および結社の自由に違反するのであろうか。

③「判旨」：「Yes and no [(a) は違反している、(b) は違反していない]。6対2の意見分布で、法廷は「第1981節」が学校による人種差別の入学方式を禁止している、と判決した。つまり申立人〔原告〕の学校の人種差別は「第1981節」の典型的な違反例にあたる。

「第1981節」は、憲法で守られている「自由な結束」権とプライバシー権、あるいは子供たちを教育に向けようとする両親の権利を侵していない。「信念や理想を広めようと結束する」修正第1条の権利が原理として存在するのであるから、被告人である両親たちが、人種的な分離こそ望ましいという信念を押し進めている学校に、子供たちを通わせたいという両親の権利はあり、また子供たちもそのような学校に通う権利があるものの、人種的な少数者たちをそのような学校から排除しようとするのもまた同じ〔憲法上の〕原理で保護されている、ということにはならない〔it does not follow that the practice of exclude racial minorities from such schools is also protected by the same principle〕。

5. 2 ジョナサン L. 対 ロサンジェルス郡 上位裁判所：最後の皆カリフォルニア州のホーム・スクーリング認可

米国49州がホーム・スクーリングを合法化したのに対し、対応の最も遅れたのがカリフォルニア州であった。イギリスの下院の報告書でも「アメリカ合衆国でのホーム・スクーリングは、まだその法的地位が係争中であるカリフォルニア州を除いて、すべての州で合法である」と記録されていた¹⁶⁾。

そのカリフォルニア州でも、2008年になって大きな変化が起こった。L家〔匿名になっている〕における父親による子供たちへの家

庭内暴力および兄弟姉妹間の苛め問題に端を發する事例である。

まず、2008年2月28日、カリフォルニア州控訴裁判所¹⁷⁾の判決が出された。「ジョナサン L. 対 ロサンジェルス郡上位裁判所 Jonathan L. v. The Superior Court of Los Angeles county」裁判である。ジョナサンは L 家の三人兄妹の真ん中の子供の名前、訴えた方である。対するはロサンジェルス郡上位裁判所〔第1審〕である。

控訴裁判所は、カリフォルニア州の法令はホーム・スクーリングを許可していない、またこの禁止はアメリカ合衆国憲法にも違反していないと判決していた。この判決によって子供たちは教員資格を持った資格ある家庭教師あるいは人物に教わらなければならないとされ、かつカリフォルニア州は、1929年から2008年までずっとこの判決を支持してきたのである。

ところがそのほぼ一ヶ月後の2008年3月25日、同裁判所は、ジョナサンの父親の申し立てを受け入れ再審を許可した。控訴裁判所の法廷は、この多様で複雑な事件について、さらに議論する機会を与えるべく、①この争点に適する補助的なカルフォルニア州の法令があるかどうか、また、②カリフォルニア州憲法の潜在的に適用可能な法的規定があるかどうか、多くの参考人を呼んだり、他州の規定を参考にしたりして、議論を重ねた。

それからほぼ5ヵ月後、2008年8月8日、カリフォルニア州控訴裁判所の結論が出た。判決文の冒頭に言う。「われわれは、①カリフォルニア州の法令はホーム・スクーリングを一種の私立学校教育として認め、かつ、②〔これまでの〕ホーム・スクールへの法令上の

認可〔教員資格のある人に限定されていた〕は、扶養家族の一員とされた子供の安全を守るべく、憲法上これを無効にすると、結論づける」と。逆転判決である。これによってカリフォルニア州ではホーム・スクーリングが、合衆国最後の50番目に合法化されたのである。

6. 1 国家権力とホーム・スクーリング

ホーム・スクーリングは、以上検討してきたように、アメリカにおける宗教教育問題から發して、さまざまな事情を抱える家庭へと拡大した。半世紀もの時間をかけて、多くの憲法判例を通じてアメリカ合衆国では「合法的な義務教育の一種」として、広く一般社会で認められるようになってきた。

日本では、ホーム・スクーリングは違法ではないけれども、合法的なことでもないので、学校へ行かさなければ行政が学校から厳しく問い詰められることになる場合があるという。国家権力は、公平・平等の原則に立って画一的教育を強制しがちであるが、日本においても小学校から高校レベルまでのホーム・スクーリングを思い切って合法化して大学入学までの学習過程を複線化したらどうだろうか。なおかつ義務教育段階及び高等学校段階の教育のあり方に関しても、「教育への公的支出、日本最下位」の汚名を返上すべくもう少しきめ細かな、落ちこぼれの出ないようなシステム〔教員の増加、教員の質の向上、一クラスを25名前後にして施設を増設するなど〕を、教育の現場と密接な情報交換をしながら探求、実行していったらどうだろうか。(以上)

16) House of Commons Children, Schools and Families Committee 'The Review of Elective Home Education' Second Report of Session 2009-10, volume 2. (Oct.2009), 15p.

17) Filed 8/ 8/08 Opinion on Rehearing. Certified For Publication. In the Court of Appeal of the State of California Second Appellate District. Division Three. に詳細な判決文がある。以下の記述はこの判決文による。